

第8期高知県保健医療計画(案)の概要

目的・位置づけ等

- 地域の実情に応じて、医療提供体制の確保するため、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）及び6事業（救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療、新興感染症）、在宅医療、医療従事者の確保、地域医療構想等について、課題・対策・目標等の今後施策の方針を整理し、「**県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県**」を目指す。
- 医療の量（病床数）を管理するとともに、質の高い医療を受けられる体制（医療連携・医療安全）を整備。
- 医療法に基づき、都道府県が策定。
- 計画期間：6年間（令和6年度～令和11年度まで）
- 関連する他の計画（※）とも整合性を図るとともに、「**日本一の健康長寿県構想**」にも反映。

※感染症予防計画、健康増進計画、がん対策推進計画、循環器病対策推進計画、介護保険事業支援計画、医療費適正化計画など

主な項目及び改定ポイント

1 二次医療圏の設定

・現状の4医療圏を維持（安芸、中央、高幡、幡多）

二次医療圏：一体の区域として病院における入院に係る高度・特殊な医療を除いた一般的な入院医療や、治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な保健・医療サービスが行われる区域
※高知県においては、保健医療圏として設定
（一次医療圏：市町村 三次医療圏：県全域）



2 基準病床数の算定

一般病床・療養病床

- ・安芸圏域では、既存病床数が基準病床数を下回る → **増床可能(9床)**
- ・その他圏域では、既存病床数が基準病床数を上回る

精神病床・結核病床・感染症病床

- ・既存病床数が基準病床数を上回る又は同数

（※精神病床・結核病床・感染症病床では、県全体を一つの圏域として基準病床を設定）

医療圏	基準病床数	既存病床数
安芸	528	519
中央	4,743	9,613
高幡	550	625
幡多	901	1,135
合計	6,722	11,892

病床別	基準病床数	既存病床数
精神病床	2,747	3,534
結核病床	26	75
感染症病床※	11	11

※第1種及び第2種感染症病床

3 5疾病6事業及び在宅医療等の取組

① 新興感染症を含む感染症

- ・第8期医療計画から事業に追加
- ・協定締結等による平時からの医療提供体制の確保

同時に改定する「感染症予防計画」に記載する取組と連携し、平時から地域における役割分担を踏まえた感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を推進

② 救急医療

- ・高齢者救急、新興感染症、医師の働き方改革を踏まえた体制の構築
高齢化、新興感染症、医師の働き方改革に的確に対応するため、さらに救急医療機関の役割の明確化・連携体制の強化を推進
新たに、三次救急病院等からの患者の下り搬送体制や、心肺蘇生を望まない患者への救急隊の対応に関する仕組み等を検討

③ 在宅医療

- ・ICTなどのデジタル技術を活用したチーム医療体制の構築
オンライン診療の導入支援や、高知EHRを活用した効率的な多職種連携の推進
- ・在宅で看取りができる体制の整備等の推進
人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング※）のさらなる啓発や、医療従事者を対象とした在宅での看取りに関する研修を強化

※人生の最終段階における医療・ケアについて、元気なうちに大切な人と話し合うこと

第8期高知県保健医療計画(案)の概要

主な項目及び改定のポイント

3 5 疾病 6 事業及び在宅医療等の取組

④ 周産期医療

- ・周産期医療の集約化・重点化等の検討の推進
将来を見据えた周産期医療提供体制の在り方を検討
医師確保、設備整備に対する財政的支援等を実施

⑤ 小児医療

災害時・新興感染症まん延時の体制や、医療的ケア児等への対応の連携強化、郡部も含めた医療体制の維持に向けた取組の検討を推進

⑥ 災害時における医療

- ・医療救護の人材確保の推進
訓練・研修の実施、医療従事者を必要な地域に搬送する計画の検証・見直しの実施などによる、DMATをはじめとする県内の医療救護体制の強化
 - ・浸水対策、ライフラインの確保に関する記載を追加
医療機関への働きかけや国への政策提言等により、想定される長期浸水などの課題に対して、耐震化・浸水対策・衛星通信環境整備・備蓄・ライフラインの確保を推進
- ※第8期計画策定には間に合わないが、中間見直しに向けて、能登半島地震の対応等も踏まえた計画の検証・見直しを実施

⑦ がん

- ・がん検診の受診率の目標を50%から60%に引き上げ
同時に改定する「がん対策推進計画」に記載する取組と連携し、がん予防の充実、がん医療提供体制の整備、がんとの共生等の取組を継続

⑧ 脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患

同時に改定する「循環器病対策推進計画」に記載する取組と連携し、切れ目のない医療提供体制や、包括的な支援体制の強化に重点を置いて取組を継続

⑨ 糖尿病

- ・「高知県糖尿病性腎症透析予防強化プログラム」に関する記載を追加
「高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」及び「高知県糖尿病性腎症透析予防強化プログラム」により、保険者が実施する重症化予防の取組を支援

⑩ 精神疾患

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、かかりつけ医と精神科医療機関の連携体制の強化、精神科救急医療体制等の充実にに向けた取組を継続

⑪ へき地医療

- ・オンライン診療環境整備の推進
市町村と連携し、へき地医療機関のオンライン診療の環境整備を支援

⑫ 地域医療構想、公立・公的病院の役割

- ・推計した「病床の必要量」を基に、適正な医療提供体制の構築を目指す
- ・令和7年度までの計画期間となっており、令和7年度に見直し予定
第8期計画においては、「病床の必要量」等に大きな変更はなし
- ・公立・公的病院において経営強化プラン等を策定
持続可能な地域医療提供体制確保に向け、地域において担うべき役割の明確化、連携強化等を推進

⑬ 医師確保（医師確保計画）

- ・R2.4に医療計画の一部として策定、第8期より計画本体の項目に追加
医師養成奨学貸付金制度、県外からの医師招へい、赴任に対する支援、勤務環境改善支援等を継続して実施

⑭ 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）

- ・R2.4に医療計画の一部として策定、第8期より計画本体の項目に追加
- ・紹介受診重点医療機関の選定（5病院）による患者の流れの適正化の推進